

奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れ仕様書

1. 調達概要

①目的

奈良県本庁舎4階 南部東部振興課での執務に要する機器等を借り入れる。

①件名

「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れ」

②借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(令和2年2月17日から令和2年2月28日までを準備期間とする。)

③調達内容

ノート型パソコン機器等の賃貸借(4台)

④納入場所

奈良県本庁舎4階 南部東部振興課

2. 調達機器

- ・ノート型パソコン等 4式

3. 機器等の仕様

①以下の仕様を満たす機器を納入すること。

項目	仕様
オペレーティングシステム (OS)	Microsoft社製Windows10 Professional(64bit) 日本語版
CPU	Intel社製Celeron 3865U 1.8GHz 相当以上
メインメモリ	4GB以上
内蔵SSD	容量128GB以上
内蔵DVD-ROM装置	書き込み機能は無いこと。書き込み機能を停止する等の 代替は認めない。
LAN接続装置	1000BASE-T対応 RJ-45コネクタ対応
WEBカメラ(本体内蔵)	画素数92万画素以上 (ディスプレイ側に存在すること)
インターフェース	USB3.0以上 1ポート以上 USB2.0以上 2ポート以上
ディスプレイ装置	15型以上17型未満 カラー液晶以上

キーボード	日本語対応（J I S 配列準拠） テンキーなし
電源等	商用電源100V対応 内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作すること。
Office	Word/Excel/PowerPoint/Access（いずれもVer.2016）
一太郎	Pro4
Microsoft	Windows Server Device CAL（マイクロソフト社製）
SKYSEA	シンクライアントライセンス

- ②「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百号））」及び「平成31年度奈良県庁グリーン購入調達方針」に適合している機器であること。
- ③機器は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること。（なお内部のメモリやSSDなどの部品においても同様に同一型番であること）
- ④機器は、公示日以降において製品カタログ等に記載されており、かつ、製造を行っているもので未使用のものであって、契約期間中の部品供給が可能である製品であること。

5. 機器等の納入

5-1. 搬入、設置

- ①乙が指定する期日に搬入、設置すること。搬入場所については、奈良県庁地域振興部 南部東部振興課とする。
- ②作業中に乙の所有物を損傷させた場合は、現状復旧処置をすること。
- ③担当者が不要と判断する梱包材、附属品、マニュアル等は乙の責任において撤去すること。
- ④作業の詳細については乙と協議の上決定すること。

5-2. 設定

- ①指定するソフトウェアのインストールの設定作業及び動作確認を完了させること。
なお、ソフトウェアの設定でネットワークへの接続が必要な場合は接続作業及び各種設定を行うこと。
- ②乙の指定するネットワークの設定を行い、接続できることを確認すること。
- ③機器及び指定するソフトウェア等が全て問題なく動作することを確認すること。
- ④前記納入ソフトウェアの他、プリンタドライバ、フリーソフトウェア等乙の所有ソフトウェアをインストールし、動作する環境設定を行うこと。
- ⑤前記以外のソフトウェアに関して乙が必要と判断する場合はインストールを行うこ

と。

⑥Bluetooth、赤外線通信ポート、無線LAN等、乙が不必要とするデバイス及びソフトウェア・サービスについては、機能停止のための設定を行うこと。

5-3. 成果物

検収確認後、完成図書として以下を作成し提出すること。

- ・ 機器等の日本語マニュアル（取扱説明書）
- ・ 保守体制表

6. 保守について

機器については、5年間のオンサイト保守とし、以下の対応を行うこと。

- ・ 障害時の対応時間は、8時30分から17時15分までとすること。（平日の開庁日に限る。）また、電話での修理依頼を受け付けること。
- ・ 保守対応物件は、「3. 機器等の仕様」に記載の物件全てとする。
- ・ 機器に障害が発生した場合、概ね3時間以内に納入場所へ訪問し、修理を行うこと。ただし、運用に支障のない障害等で乙が了承した場合においては、翌開庁日に保守作業を行うことができる。
- ・ 機器を持ち帰って修理する場合は、故障機を引き取り、原則として2週間以内に保守を完了させるとともに、修理期間中は代替品を提供すること。
- ・ 奈良県全庁ネットワークに接続しているものについては、甲がネットワーク設定を行うこと。
- ・ 故障原因の分析を行うこと。なお、分類は以下の2種類とする。
 1. 故障原因が通常の使用によるもの（保守の範囲内として無償修理）
 2. 故障原因が故意、過失及び通常の使用によらないもの（保守範囲外とし、別途請求すること）
- ・ 上記2と判断する際には、事前に甲が乙に判断基準について承認を得ること（保守範囲外とした作業費及び部品代を含む）。また、甲は、南部東部振興課へ説明するとともに、請求書送付を行うこと。
- ・ 故障したSSDについて修理不能となって廃棄する場合は、SSDのデータ内容を完全に消去し、セキュリティを確保した方法で適正に処分し報告すること。
- ・ 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。

7. リース満了後の措置

賃貸借期間終了後は、機器等を回収するものとし、その費用も負担すること。その際、SSDのデータ内容を完全に消去し、セキュリティを確保した方法で適正に処分し報告すること。

8. その他

- ①甲は、契約締結後速やかに作業体制を確立し、作業計画書を作成し、乙の承認を得ること。なお、設定にあたっては基本的な設定を甲が行い、詳細事項については乙と協議し、乙の指示に従うこと。作業計画書には、機器等の納入及び設置スケジュールを含むこと。
- ②本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、乙の指示又は承認を受けること。
- ③契約期間中、機器等に不良や欠陥等があると発覚した場合は速やかに甲が交換等の処置を行うこと。
- ④設置作業期間中に設定内容の見直しが必要となったとき、甲と乙が協力し、設定変更を行い既に設定を終えた機器を含めて再設定すること。
- ⑤甲は、本仕様で指定するソフトウェア、ハードウェアについて、その性能を十分に発揮させるため、機器運用の効率化に必要な技術的サポートを行うこと。
- ⑥賃貸借期間満了後、原則としてソフトウェアライセンス（使用权）は乙に帰属するものとする。